

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関に係る、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定による公示の内容（集約）

令和 7 年 4 月 30 日現在

機関の 名称	機関の 住所	業務 区域	業務を行う事務所の 所在地	行わせることとした判定の業務	業務の開 始の日 【変更 日】
公益財団 法人三重 県建設技 術センタ ー (注) 令和 元年 5 月 1 日から業 務 休 止 (19)	三 重 県 津 市 島 崎 町 56 番地	三重県 全域	三重県津市島崎町 56 番地(18) 委任解除	全ての建築物に係る判定の業務（公益財団法 人三重県建設技術センターの構造計算適合性判 定業務規程等により判定できないものを除 く。）	平成 27 年 6 月 1 日 (1) 【平成 30 年 10 月 1 日(18)】 【平成 31 年 4 月 23 日(19)】 【平成 4 年 6 月 11 日(27)】
一般財団 法人日本 建築セン ター	東 京 都 千 代 田 区 神 田 錦 町 一 丁目 9 番 地	三重県 全域	東京都千代田区神田 錦町一丁目 9 番地 大阪府大阪市中央区 本町一丁目 4 番 8 号 (34)	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する 建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一 般財団法人日本建築センターの構造計算適合性 判定業務規程等により判定できないものを除 く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算 による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構 造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定 業務規程等により、三重県内で業務を行う事 務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メー トルを超える建築物（大阪府内の事務所で判 定が行われるものに限る。以下この項におい て同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判 定申請に係る建築物(4)	平成 27 年 6 月 1 日 (1) 【平成 27 年 9 月 1 日(4)】 【令和 7 年 4 月 30 日(34)】
一般財団 法人日本 建築総合 試験所	大 阪 府 吹 田 市 藤 白 台 五丁目 8 番 1 号	三重県 全域	大阪府大阪市中央区 内本町二丁目 4 番 7 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する 建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一 般財団法人日本建築総合試験所の構造計算適合 性判定業務規程等により判定できないものを除 く。） 1 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロ に定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構 造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定 業務規程等により、三重県内で業務を行う事 務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メー	平成 27 年 6 月 1 日 (1) 【平成 27 年 8 月 1 日(2)】

				トルを超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物(2)	
株式会社 東京建築 検査機構	東京都 中央区 日本橋 富沢町 10番16 号(6)	三重県 全域	東京都中央区日本橋 富沢町10番16号(6)	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社東京建築検査機構の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物	平成27年 9月1日 (3) 【平成27 年9月28 日(6)】 【令和3 年6月1日 (23)】
株式会社 建築構造 センター	東京都 新宿区 新宿一 丁目8番 1号	三重県 全域	東京都新宿区新宿一 丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区 本町二丁目10番28 号 福島県郡山市中町 11番5号 埼玉県さいたま市浦 和区高砂二丁目2番 3号 神奈川県横浜市西区 高島二丁目12番6号 (22) 長野県長野市南県町 1082番地 愛知県名古屋市中区 栄四丁目14番2号 島根県松江市中原町 6番地 岡山県岡山市北区内 山下一丁目3番19号 広島県広島市中区八 丁堀15番6号 愛媛県松山市三番町 七丁目13番13号 佐賀県佐賀市駅前中 央一丁目5番10号 (21) 長崎県長崎市万才町 3番4号 鹿児島県鹿児島市西 千石町11番21号 沖縄県浦添市牧港五 丁目6番8号 千葉県船橋市葛飾町 二丁目402番地3(9) 福岡県福岡市博多区 博多駅前一丁目7番	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。）(11) 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内、長野県内又は大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物(30)	平成27年 10月1日 (5) 【平成28 年1月15 日(9)】 【平成29 年6月22 日(11)】 【平成29 年10月 30日 (14)】 【平成29 年12月28 日(15)】 【平成30 年7月30 日(16)】 【令和2 年5月25 日(21)】 【令和2 年7月6日 (22)】 【令和6 年3月13 日(30)】 【令和6 年4月15 日(32)】

			22号(32) 三重県四日市市浜田町12番18号(11) 香川県高松市亀井町2番地1(14) 群馬県高崎市八島町262番地(16) 大阪府大阪市中央区本町三丁目4番15号(30)		
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	三重県全域	東京都千代田区富士見二丁目7番2号 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号(10) 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号(33)	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内又は大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下この項において同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物(10)(33)	平成27年11月1日(7) 【平成28年6月1日(10)】 【令和6年7月1日(33)】
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	三重県全域	東京都中央区日本橋二丁目12番6号(31)	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物	平成27年11月1日(7) 【令和5年4月1日(29)】 【令和6年3月18日(31)】
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町22番地(13)	三重県全域	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番(17) 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（ビューローベリタスジャパン株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物	平成27年11月1日(7) 【平成29年8月1日(13)】 【平成30年9月3日(17)】

一般財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	三重県全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 愛知県豊橋市駅前大通2丁目81番地 愛知県岡崎市上和田町字城前18番地 愛知県一宮市富士3丁目1番25号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人愛知県建築住宅センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下この項において同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	平成28年1月1日(8) 【令和3年7月26日(24)】 【令和3年9月1日(25)】 【令和5年4月1日(28)】
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	三重県全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社確認サービスの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物（愛知県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下この項において同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	平成28年1月1日(8)
株式会社国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号	三重県全域	東京都中央区京橋二丁目8番2号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社国際確認検査センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物	平成29年8月1日(12) 【令和元年6月1日(20)】 【令和3年9月30日(26)】

※(数字)は下の告示経緯参照。

※正確性を期すため、告示に加筆等している場合があります。

(告示経緯)

告示番号	公示日
(1) 三重県告示第391号	平成27年6月1日
(2) 三重県告示第512号	平成27年8月4日
(3) 三重県告示第574号	平成27年9月1日

(4)	三重県告示第 575 号	平成 27 年 9 月 1 日
(5)	三重県告示第 647 号	平成 27 年 10 月 2 日
(6)	三重県告示第 648 号	平成 27 年 10 月 2 日
(7)	三重県告示第 723 号	平成 27 年 11 月 4 日
(8)	三重県告示第 14 号	平成 28 年 1 月 5 日
(9)	三重県告示第 31 号	平成 28 年 1 月 15 日
(10)	三重県告示第 391 号	平成 28 年 6 月 3 日
(11)	三重県告示第 432 号	平成 29 年 6 月 23 日
(12)	三重県告示第 544 号	平成 29 年 8 月 1 日
(13)	三重県告示第 545 号	平成 29 年 8 月 1 日
(14)	三重県告示第 761 号	平成 29 年 10 月 31 日
(15)	三重県告示第 6 号	平成 30 年 1 月 5 日
(16)	三重県告示第 504 号	平成 30 年 7 月 31 日
(17)	三重県告示第 552 号	平成 30 年 8 月 24 日
(18)	三重県告示第 566 号	平成 30 年 8 月 28 日
(19)	三重県告示第 272 号	平成 31 年 4 月 23 日
(20)	三重県告示第 61 号	令和元年 5 月 24 日
(21)	三重県告示第 339 号	令和 2 年 5 月 26 日
(22)	三重県告示第 428 号	令和 2 年 7 月 3 日
(23)	三重県告示第 399 号	令和 3 年 6 月 8 日
(24)	三重県告示第 483 号	令和 3 年 7 月 20 日
(25)	三重県告示第 557 号	令和 3 年 8 月 31 日
(26)	三重県告示第 588 号	令和 3 年 9 月 21 日
(27)	三重県告示第 683 号	令和 3 年 11 月 5 日
(28)	三重県告示第 59 号	令和 5 年 1 月 31 日
(29)	三重県告示第 234 号	令和 5 年 3 月 31 日
(30)	三重県告示第 153 号	令和 6 年 3 月 8 日
(31)	三重県告示第 187 号	令和 6 年 3 月 19 日
(32)	三重県告示第 309 号	令和 6 年 4 月 12 日
(33)	三重県告示第 420 号	令和 6 年 5 月 31 日
(34)	三重県告示第 336 号	令和 7 年 4 月 25 日